

環境アセスメント

三重県環境影響評価条例の概要



開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民等、市町長、知事から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

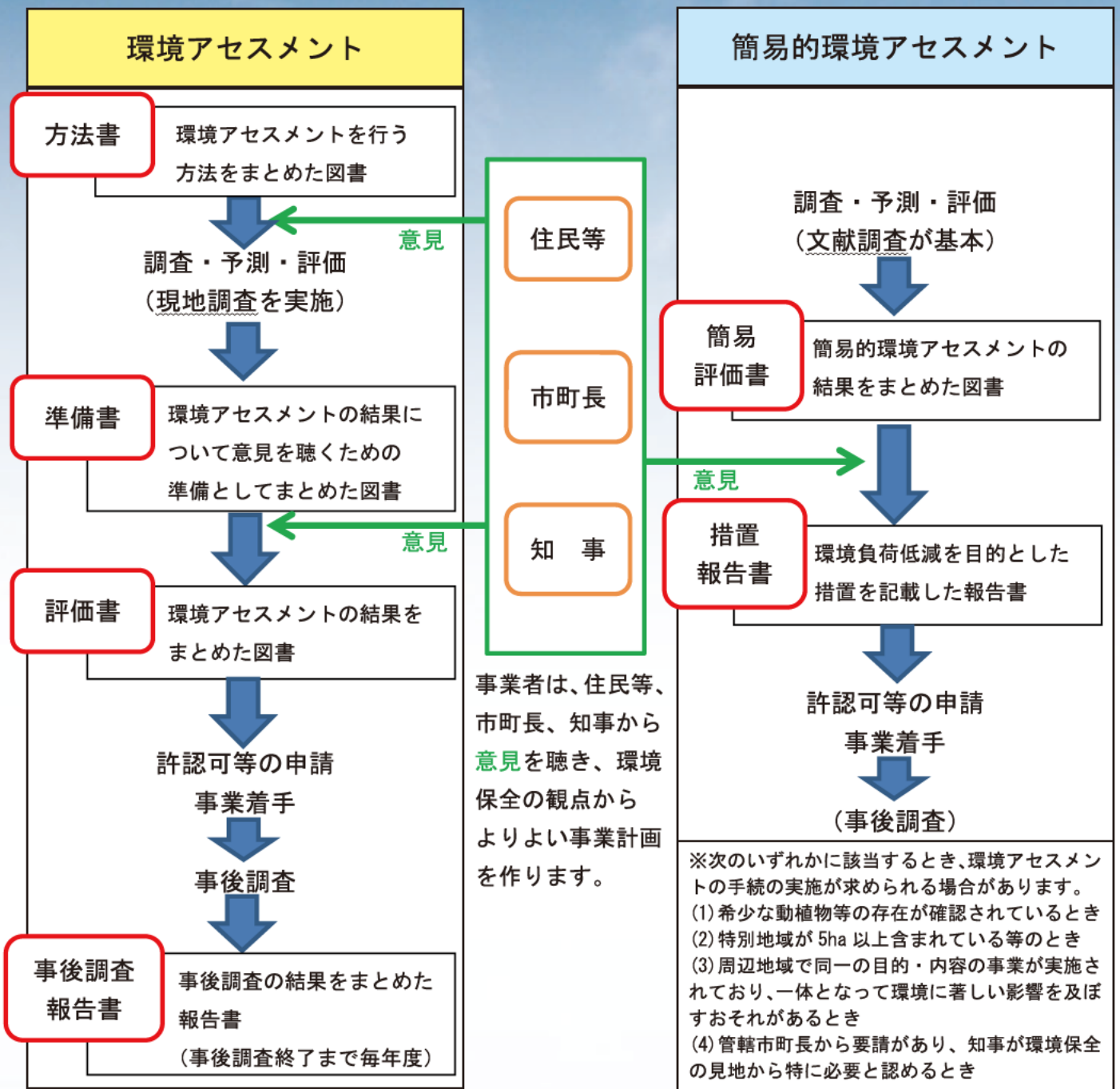
対象事業・準対象事業の規模要件(条例施行規則別表第1・第60条)

事業種類		規模要件	
		対象事業 (環境アセスメントを実施)	準対象事業 (簡易的環境アセスメントを実施)
1 道路	自動車専用道路 一般国道等	4車線すべて 4車線5km以上	
2 ダム、堰	ダム	堤頂高30m以上 湛水面積20ha以上	
	堰	長さ300m以上	
3 鉄道又は軌道		延長5km以上	
4 飛行場		すべて	
5 電気工作物	水力発電所	出力1.5万kW以上	
	火力発電所	出力5万kW以上	
	地熱発電所	出力5千kW以上	
6 廃棄物 処理施設	廃棄物最終処分場	敷地面積2.5ha以上	
	廃棄物焼却場	処理能力4t/時以上	
7 流域下水道終末処理場		すべて	
8 工場又は事業場 (太陽光発電所を除く)		排ガス量10万m ³ /時以上 排出水量5千m ³ /日以上 面積20ha以上 ※	
9 公有水面埋立		面積15ha以上	
⑩ 土地区画整理事業		面積20ha以上 (用途地域50ha以上)	面積10ha以上 (用途地域25ha以上)
⑪ 工業団地の造成		面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
⑫ 住宅団地の造成		面積20ha以上	面積10ha以上
⑬ 流通業務団地の造成		面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
⑭ スポーツ又はレクリエーション施設等	ゴルフ場	面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
	スポーツ又はレクリエーション施設	面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
	公園事業	面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
	都市公園	面積50ha以上 ※	面積25ha以上 ※
⑮ 宅地その他の用地造成		面積20ha以上 ※	面積10ha以上 ※
16 農用地の造成		面積75ha以上 ※	
17 土石の採取又は鉱物の掘採		面積20ha以上	面積10ha以上
18 複合開発整備事業		⑩～⑮の事業の面積と規模要件との比の合計が1以上	
港湾計画(条例第40条)		面積100ha以上	

※は、工業専用地域の面積を除いた面積です。

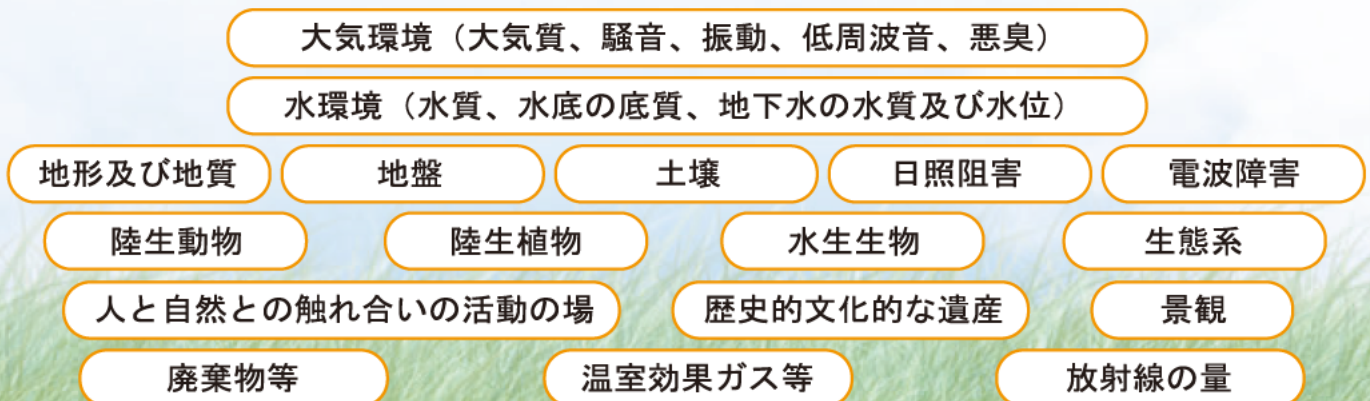
★ 特別地域(国立公園の特別地域等)で実施する事業については、規模要件が厳しくなります。

環境アセスメントの流れ



※三重県条例には、事業計画の検討段階で行う「配慮書」の手続はありません。

調査・予測・評価を行う項目





Q 簡易的環境アセスメントは、従来の環境アセスメントと比較して何が簡易的になるのですか？

A 調査・予測・評価のうち、調査の部分が簡易的になります。通年（四季）での現地調査は必須ではなく、文献等から得られた調査結果をもとに、事業が環境に与える影響を予測・評価していただくことになります。また、書類作成や意見聴取の回数を少なくすることにより、手続を簡略化しています。



Q 大規模太陽光発電（いわゆるメガソーラー）事業を行うには、環境アセスメント※の実施は必要ですか？
（※簡易的環境アセスメントを含みます。以下同じです。）

A 一定規模以上の区域内において土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地の造成事業」として環境アセスメントの実施が必要になります。既に造成済の土地で新たに土地の造成を行わずに施設を設置する場合は、環境アセスメントの実施は不要です。



Q 風力発電事業を行うには、環境アセスメントの実施は必要ですか？

A 環境影響評価法の規模要件（発電所の出力が7,500kW以上）に該当する場合は、法律に基づく環境アセスメントの実施が必要になります。法律の規模要件には該当せず、三重県条例の「工場又は事業場」または「宅地その他の用地の造成事業」の規模要件に該当する場合は、三重県条例に基づく環境アセスメントの実施が必要になります。



Q 環境アセスメントを実施しないと着工できませんか？

A 評価書を公告（または措置報告書を知事等に送付）するまで、事業の着工はできません。また、各種許認可等の申請等の前に、評価書（または措置報告書）を知事等に送付しなければなりません。



Q 環境アセスメントを実施せずに着工した場合、どうなりますか？

A 環境アセスメントを実施するよう、勧告する場合があります。また、勧告に従わない場合は事業者名等を公表し、併せて、市町長及び林地開発許可や農地転用許可等の許認可等を行う機関に通知する場合があります。

